

- 1 議案名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 徳島県立城北高等学校の学科再編及び徳島県立阿南光高等学校の設置に伴い、徳島県立学校規則について所要の改正を行う必要がある。
- 3 関係法令 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和三十一年法律第百六十二号) 第三十三条
高等学校設置基準
(平成十六年文部科学省令第二十号) 第六条
徳島県立学校設置条例
(昭和三十九年三月二十一日条例第五十五号)

条例等立案表

<p>題名 徳島県立学校規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育創生課</p>
	<p>担当者名 犬伏啓介</p>
	<p>電話番号 三二六九</p>
<p>提案理由 徳島県立城北高等学校の学科再編及び徳島県立阿南光高等学校の設置に伴い、徳島県立学校規則について所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立城北高等学校に新たに理数科学科を設置することとした。 二 徳島県立阿南光高等学校に設置する学科について定めることとした。 三 この規則は、平成三十年四月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	
<p>関係法規 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十二年法律第百六十二号)第三十三条 高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)第六条 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p>	<p>考 備</p>
<p>法令審査会</p>	<p><input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年 月 日

徳島県教育委員会

教育長 美馬 持 仁

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則（昭和三十二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県立城北高等学校の項中

普通科

を

普通科
数 理 数 科
理 学 科

に改め

同表 徳島県立阿南工業高等学校の項の次に次のように加える。

徳島県立阿南光高等学校	業	機械ロボットシステム科	阿南市宝田町
	工	電気情報システム科	
		都市環境システム科	
	産 業 創 造 科		

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(改正案)			(現行)			
別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程			別表第一（第三条関係） 高等学校全日制の課程			
学校名	学科及び類名	所在地	学校名	学科及び類名	所在地	
(略)			(略)			
徳島県立 城北高等 学校	普通科	徳島市北田宮四 丁目	徳島県立 城北高等 学校	普通科	徳島市北田宮四 丁目	
	数理数科学科			数理数科学科		
(略)			(略)			
徳島県立 阿南工業 高等学校	工業	機械科	阿南市宝田町	徳島県立 阿南工業 高等学校	工業	機械科
		電気科				電気科
		建設科				建設科
徳島県立 阿南光高 等学校	工業	機械科	阿南市宝田町	徳島県立 阿南光高 等学校	工業	機械科
		電気情報システム科				電気情報システム科
		都市環境システム科				都市環境システム科
産業創造科			(新設)			
徳島県立 新野高等 学校	総合学科	阿南市新野町	徳島県立 新野高等 学校	総合学科	阿南市新野町	
(略)			(略)			

徳島県立学校規則の一部改正について

教育創生課

1 高等学校の再編整備について

本県では、少子高齢化、高度情報化、国際化等の社会環境の変化並びに生徒及び保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくり及び多様な教育の実現を図るために高等学校の再編整備等を進めている。

2 徳島県立城北高等学校について

多様な理系分野の大学・企業が立地する本県の特性を生かした地方創生を図るため、次代の理系人材を育成する「理数科学科」を、理科系の研究活動で顕著な実績を挙げている城北高等学校に新設する。

3 徳島県立阿南光高等学校について

阿南市地域においては、徳島県立阿南工業高等学校及び徳島県立新野高等学校を再編し、新たに「徳島県立阿南光高等学校」を平成30年度に開校することとしている。

新高校においては、両校がこれまで培ってきた教育を継承するとともに、6次産業化に対応した学科を設置し、地方創生の原動力となる人材を育成する。

学科については、工業科である「機械ロボットシステム科」、「電気情報システム科」及び「都市環境システム科」と、総合学科である「産業創造科」を設置する。

4 施行期日

平成30年4月1日